

魅力ある店づくり、 商店街づくり、 まちづくりをめざして



商業・地域
サポート



商店街・中小小売商業者支援の趣旨と内容

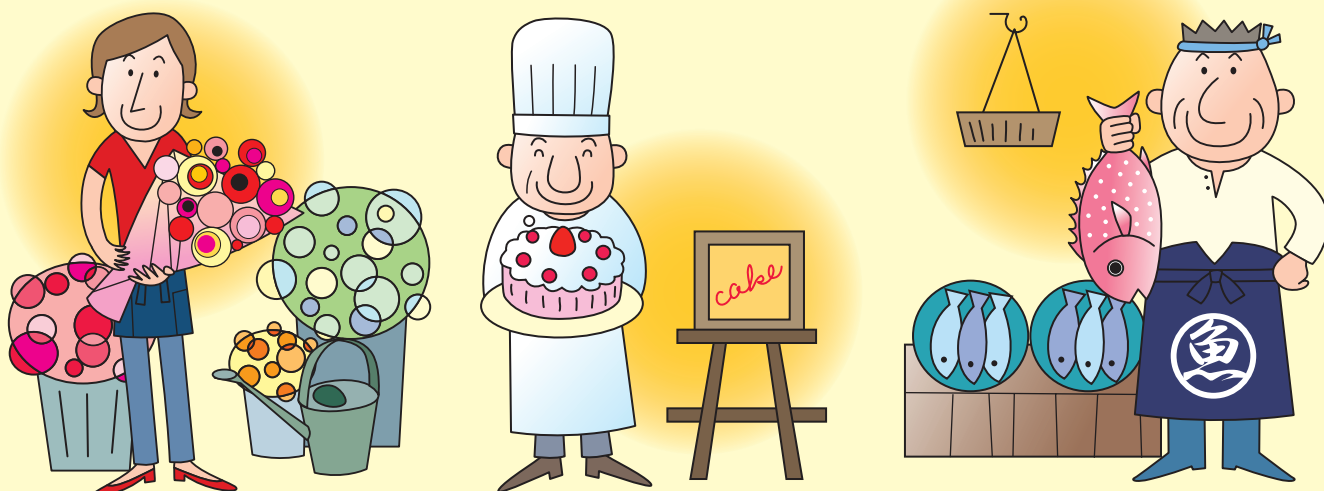
商店街・商業集積は「暮らしの広場」「地域の顔」であり、地域コミュニティの中核としても重要な役割を担っています。

そのため、少子高齢化社会の到来に対応し、豊かな国民生活の実現と地域の福利向上を実現するためには、次のような観点に留意し、地域と一体となった魅力ある商店街・商業集積づくりを行うことが重要です。

- 消費者のニーズ、ライフスタイルの変化、都市構造、交通体系の変化等による地域間、商業集積間の競争への対応
- 新たな商業環境、新たな時代に対応した、中小小売商業者の活性化に向けた自主的努力
- 新たな販売手法の採用や新サービスの付加といった新業態の開発や情報化への取り組みなど、個々の中小小売商業者の経営の革新に向けた取り組み
- やる気と創意にあふれる創業・開業者の増加と、商店街における新陳代謝の活発化
- 商店街における将来ビジョンの策定、環境の整備、不足業種の導入等、ハード・ソフト両面からのマネジメント

これらの商店街・中小小売商業者の取り組みに対しては、補助金や融資、税制措置等の支援措置が講じられています。

特に、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりの実現を目指して平成18年に改正された中心市街地活性化法に基づく認定基本計画に記載された中心市街地での取り組みに対しては「選択と集中」の観点から、より深掘りした支援措置が講じられています。



Contents

目次

・全国の中小小売商業支援・

【補助金】少子高齢化等対応中小商業活性化事業	03
【税制】中小企業等基盤強化税制	03
【融資】新創業融資制度	03
【融資】企業活力強化資金制度	04
【融資】小規模企業設備資金制度	04
【専門家】商業活性化アドバイザー派遣事業	05
●商店街情報1*岩内町名店街	05
【専門家】商店街事務局強化アドバイザー派遣事業	06
●商店街情報2*中市商店街、山口市本町商店街	06
【保証】市中銀行借入に関する信用保証の特例	07
●商店街情報3*柳原通商店街	07
【研修】人材養成研修事業	08
●商店街情報4*滝川駅前商店街	08

・中心市街地の商業核づくり・

【補助金】戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	09
【診断】中心市街地商業活性化診断・サポート事業	10
【基金】中心市街地商業活性化推進事業	10
【融資】中小企業基盤整備機構の高度化融資	11
【税制】施設整備に対する税制措置	12
【専門家】中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業（協議会）	12
【専門家】中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業（商店街）	13
【研修】タウンマネジメント研修	13

・相談／助言／情報提供・

【相談】商店街振興組合指導事業	14
【相談】地域中小企業支援センター	14
【相談】都道府県等中小企業支援センター	14
【情報】メールマガジン「あきんどPLAZA」	14
【情報】ポータルサイト「J-Net 21」	14
●都道府県等中小企業支援センター	15
●政令指定市における都道府県等中小企業支援センター	16
●都道府県問い合わせ先	17
●相談窓口	18

補助金

商店街振興組合等が少子高齢化や安全・安心等への取組を行う際に支援します。

少子高齢化等対応中小商業活性化事業

事業概要

商店街振興組合等が行う、少子高齢化、環境・リサイクル、安全・安心、I・Uターン志向者や離職者等の再チャレンジ支援等の国家政策的課題に対応する取組に対して補助します。

①ハード事業

対象事業：バリアフリー型カラー舗装、採光性対応アーケード、防犯カメラ、街路灯の設置等

②ソフト事業

対象事業：共通駐車券システムの構築、循環バスの運行、空き店舗を活用した育児施設・高齢者交流施設等のコミュニティ施設やI・Uターン志向者や離職者等向けの起業・就業支援施設の設置・運営、それらの者が行う社会貢献活動等による地域コミュニティ活性化事業への支援 等

対象者

商工会、商工会議所、商店街振興組合等（空き店舗を活用したコミュニティ施設設置・運営の事業については、社会福祉法人、NPO法人も商店街等との連携により対象者になることができます。）

補助スキーム

国（補助率：1/2）→商工会、商工会議所、商店街振興組合等（自己負担：1/2）

問い合わせ先

市町村中小企業担当課又は各経済産業局商業振興室等

税 制

特別償却又は税額控除が受けられます。

中小企業等基盤強化税制

制度概要

機械等の設備を取得又はリースした場合、1台又は1基の取得価額が機械及び装置については280万円以上（リースの場合は費用総額が370万円以上）のもの、器具及び備品については120万円以上（同160万円

以上）のものについて、取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却（リースの場合は、費用総額の60%について7%の税額控除）が認められます。

※リースについては平成20年4月1日より、所有権移転外リースが適用除外となります。

融 資

創業のための開業資金を無担保・無保証人で融資します。

新創業融資制度

制度概要

担保や過去の勤務要件といった形式的要件に寄らず、事業計画（ビジネスプラン）の的確性を審査して、創業者に対して開業資金を無担保・無保証人（法人代表者の保証も不要）で融資します。

貸付限度額

1,000万円

貸付利率

基準利率＋1.2%等
（使途により異なる利率が適用される場合があります。）

貸付期間

運転資金5年、設備資金7年以内（据置期間6ヶ月以内）

取扱機関

国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

中心市街地や商店街空き店舗等への出店・事業実施に低利で融資します。

企業活力強化資金制度

制度概要

中心市街地・商店街等に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資を行います。

貸付限度額

中小企業金融公庫7.2億円（うち長期運転資金2.5億円）
国民生活金融公庫7,200万円（うち運転資金4,800万円）

貸付利率

基準利率（一定の要件を満たす場合は特別利率①～③）

貸付期間

- ・設備資金20年以内
- ・運転資金原則5年以内。特に必要と認められる場合7年以内

取扱機関

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫

小規模企業者の新たな設備導入を支援します。

小規模企業設備制度

制度概要

創業予定者や小規模企業者などを対象に、融資を受けることができる設備資金貸付制度と、必要な設備を割賦販売やリースする設備貸与制度の2つの制度があります。

●小規模企業設備資金貸付制度

貸付利率

無利子

貸付限度額

4,000万円

※創業者・企業者の特例

- ①創業後1年以上の者:6,000万円（所要資金1／2以内）
- ②又は産業活力再生特別措置法による認定企業者：ベンチャー企業については6,000万円（所要資金の2／3以内）

貸付期間

原則7年以内（据置期間1年以内）

●小規模企業設備貸与制度

貸与限度額

6,000万円（創業後1年未満の者については3,000万円）

割賦金利・リース料率

割賦:実質金利3%以下、保証金10%以下

月額リース料率（3年リース:約3%、5年リース:約1.8%）

※割賦金利・リース料率等は下記取扱機関でご確認ください。

貸与期間

原則7年以内

取扱機関

都道府県の中小企業支援センター

（なお、本事業を休止している都道府県がありますのでお問い合わせください。）

専門家

商店街の活性化のための計画策定等を支援するため専門家を派遣します。

商業活性化アドバイザー派遣事業

事業概要

改正中心市街地活性化法に基づく中心市街地以外の地域に所在する商店街の活性化のための計画策定等を支援するため、中小企業診断士・建築士等の専門家を派遣します。

対象者

商店街振興組合、商店街の事業協同組合、共同店舗組合 等

派遣期間

最長20人日（年間派遣回数4回まで）

自己負担

派遣期間が7人日までは無料（7人日を超える場合には専門家への謝金の一部（1日当たり12,700円）を負担）



申込み方法

次のいずれかの団体経由で中小企業基盤整備機構に派遣申込み。

都道府県商店街振興組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、地域内の商工会・商工会議所、（協）全国共同店舗連盟

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構
地域経済振興部 コンサルティング課

商店街情報

1

岩内町名店街（北海道岩内郡岩内町） ～コミュニティ施設「いわない楽座」～

北海道岩内町にある岩内町名店街は平成10年頃から空き店舗問題が発生しており、それを解決するために様々な売り出しイベント等を開催してきました。しかし、なかなか効果があがらなかったことから、平成16年度から空き店舗を活用してコミュニティビジネスを始めることになりました。施設は「いわない楽座」と名づけられました。主に地元の名産品や道内の特産品を集め、大型店にはない商品を提供することで差別化を図っています。観光客や地元住民が買い物をする場になるとともに、フリーマーケットの常設化、ポイントカードの交換所や休憩所の設置などにより総合的なコミュニティ施設としての役割も果たしています。事業を開始してから客足も伸び、売り上げも順調に推移したことから、平成18年度には少子高齢化等対応中小商業活性化事業（P.03を参照）を活用して施設の拡大移転を行いました。「いわない楽座」の開設により、商店街に活気が戻りつつあります。また、それまでは個別の店舗でしかニーズが捉えられませんでした、情報を集約できるため、施設の運営だけでなく、イベントや売り出しなどにも適切な対応をすることができるようになりました。施設の拡大移転後も売り上げがあがるなど効果が現れています。



「いわない楽座」



「特産品の販売」

商店街の事務局を支援するため専門家を派遣します。

商店街事務局強化アドバイザー派遣事業

事業概要

商店街振興組合等の事務局機能を強化するため、企画、マネジメント、財務、労務、税務等の専門家を派遣します。

対象者

商店街振興組合、商店街の事業協同組合 等

派遣期間

最長120人日

自己負担

派遣期間7人日までは無料（7人日を超える場合については専門家への謝金の一部（1日当たり9,700円）を負担）

申込み方法

次のいずれかの団体経由で中小企業基盤整備機構に派遣申込み。

都道府県商店街振興組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、地域内の商工会・商工会議所、（協）全国共同店舗連盟

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構
地域経済振興部 コンサルティング課

商店街情報

2

中市商店街、山口市本町商店街（山口県山口市） ～親子交流施設等の設置～

山口県山口市の中心商店街にある「中市商店街」は地域の中核的役割を果たす商店街です。数年前に近隣にあったスーパーが倒産し、空き店舗が目立つようになってきたことや、来街者層で高齢者が多くなってきていたことから、主に高齢者や障がい者、地域住民が交流するための施設「まちのえき」が平成15年に設置されました。一方「中市商店街」からやや離れた「山口市本町商店街」では来街者の増加と回遊性を高めるためにほっとさろん西門前「てとてと」が同じく平成15年に設置されました。「まちのえき」は「NPO法人山口せわやきネットワーク」が、「てとてと」は「特定非営利活動法人あっと」がそれぞれ委託を受け運営を実施しているものです。「まちのえき」は商店街を訪れる高齢者等が気軽に休憩し、交流ができる施設になっており、福祉情報の提供、高齢者が講師になって行う介護予防の講座、健康相談事業などを行っています。「てとてと」は、主に乳幼児を持つ親とその子供が気軽に集い、交流を図ることで親の負担を軽減し、安心して子育てが提供できるように地域をあげて支援しています。親子や高齢者の方が商店街を利用する機会が増えており、地域における有効な新しい試みであると評価を受けています。



「まちのえき」



ほっとさろん「てとてと」

保証

事業実施のための資金調達を行いやすくします。

市中銀行借入に関する信用保証の特例

制度概要

商店街振興組合等が、中小小売商業振興法の認定を受けた事業計画に基づいて商店街等に次のような施設を設置する事業に対して国や都道府県からの融資、補助金でも資金が足りず（自己資金がほとんどない場合など）市中銀行から借り入れるときは、信用保証協会

による保証を特別枠で利用できます。特枠最大4.5億円（通常枠最大4.5億円）

対 象

コミュニティホール、駐車場、アーケード等一般公衆利便施設（商業基盤施設）等



商店街情報

3

柳原通商店街（愛知県名古屋市） ～子育て支援施設の支援～

平成15年度に子育て支援のNPO法人「まめっこ」が商店街の空き店舗を活用して事業を行うことになりました。施設は「遊モア」と名づけられ、親子で遊べる場、一時保育事業の場として利用されています。商店街で事業が始められたことから商店街との交流も生まれ、相互の事業に参画しあうなど、今までにはなかった取組みが行われています。

共同で「街マップ」の作成を行いました。これは片面が柳原通商店街周辺のマップ、もう片面は小さなお子さんがある母親に利用してもらうように授乳コーナーのある店舗を記載したり、ベビーカーの障害になる段差の位置を記載する等詳細に作られているものです。このような協力体制を踏まえ、「人にやさしい」というコンセプトにより活動を行うことで、今まで活気がなくなっていた商店街に元気な親子の声が響くようになっていきます。



「柳原通商店街」



「遊モア」

人材養成研修事業

事業概要

①中小企業者経営研修

中小企業大学校において、中小企業の経営者や従業員を対象に、中小企業が経営革新やより高度な経営管理を図るために必要な知識等について、事例研究を豊富に取り入れた高度かつ実践的な研修を行います。原則として日常業務を離れて中小企業大学校に宿泊し、集中的に研修を行います。また、副次的効果としての異業種交流による情報交換も有益です。経営管理者コース、経営後継者コース等の長期養成型研修コース、2日間から10日間程度で特定のテーマについて実施する研修コース等があります。

②新規創業支援研修中小企業支援担当者等研修
都道府県、商工団体等の職員の方で中小企業の支援及び施策を担当する方を対象にした研修です。

対象者

中小企業の経営者又は従業員、管理者等

募集期間及び受講手続き

中小企業大学校の研修は通年行われています。研修の受講募集は各コース開講の約2ヶ月前から行っていますので、中小企業大学校に直接受講申込みをしてください。研修コースの概要、受講案内については、中小企業基盤整備機構のホームページ(<http://www.smrj.go.jp/>)でも行っています。

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構
経営基盤支援部人材支援調整課

商店街情報

4

滝川駅前商店街(北海道滝川市) ～多目的ホール「たきかわホール」～

平成15年に旧滝川駅前の再開発ビルのテナントだったスーパーが撤退したことにより、同ビルの3階にあった市振興公社所有の多目的ホールの稼働状況も徐々に落ち込んでいました。しかし、駅前の立地という好条件もあることから滝川駅前商店街振興組合が有効活用の申出を行い、それがきっかけになり滝川市が市民の芸術・文化拠点として再整備することとなりました。空きスペースになっていたところには、街なか地域交流文化施設「くるる」の他に、親子交流施設「とんとん」が設置されました。管理運営は「NPO法人たきかわホール」が行っています。同NPO法人と商店街振興組合、滝川市などで「地域文化交流広場利用促進協議会」を設置し、施設の適切かつ有効な活用を行うよう事業を推進しています。平成18年度に少子高齢化等対応中小商業活性化事業(P.03参照)を活用してさらに活発な取り組みを展開しています。

「くるる」「とんとん」の両施設には地域の住民などコミュニケーションを求める人が訪れるようになり、かつて衰退していた駅前に少しずつですが人の流れが生まれてきています。



「駅前再開発ビル」



「たきかわホール」

・中心市街地の商業核づくり・

補助金

中心市街地における商業活性化事業や中心市街地活性化協議会の設立・運営を支援します。

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

事業概要

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、改正中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む地域（中心市街地）であって、商店街・商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する商業活性化事業や中心市街地活性化協議会の設立・運営、タウンマネジメント診断（※）等に対して、「選択と集中」の観点から重点的な支援（補助金交付）を行います。

※タウンマネジメント診断…特定の事業に対する診断ではなく、まち全体のマネジメントについての評価を実施します。

（対象事業）

・ハード事業

テナントミックス店舗、集客核施設の設置、駐車場、催事場、案内コーナー等の設置 等

・ソフト事業

（1）地域コミュニティとの連携事業（文化、教育、保育等）、駐車場サービス管理システム、タウンマップ等作成事業

（2）中心市街地活性化協議会事務局支援事業

対象者

商工会、商工会議所、商店街振興組合、民間事業者等

補助スキーム

- （1）国（補助率：2／3）→商工会、商工会議所、商店街振興組合等（自己負担：1／3）
- （2）国（補助率：1／2）→民間事業者、第3セクター等（自己負担：1／2）



（ハード事業の例）

地権者と一体となったテナントミックス店舗の整備

問い合わせ先

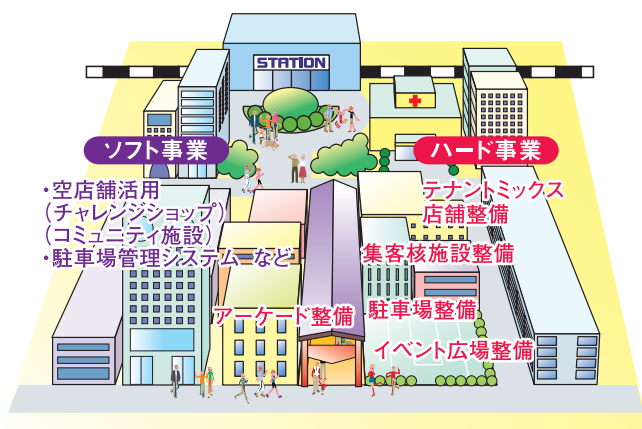
各経済産業局商業振興室等

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業イメージ

【事業例】

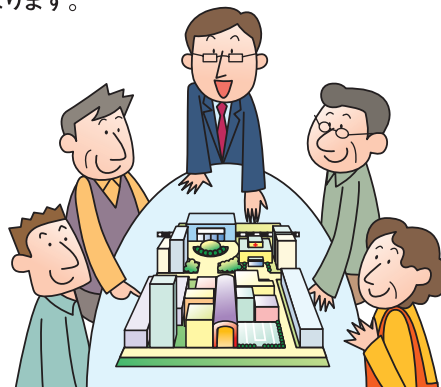
認定基本計画に基づく事業

※ハード事業のうち、補助率2／3を活用する場合は、基本計画の認定に加え、「特定民間中心市街地活性化事業計画」の認定を受けた事業が補助対象となります。



中心市街地活性化協議会事務局支援

※中心市街地活性化協議会が設立されていれば補助対象となります。



（対象経費）

- タウンマネジャー設置
- 調査・研究
- セミナー、研修会開催
- タウンマネジメント診断 など

中心市街地商業活性化診断・サポート事業

事業概要

中小企業基盤整備機構が有する専門的ノウハウを活用して、中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）又は、協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）に対して、以下の診断・サポートを実施します。

①中心市街地商業活性化診断事業

協議会の協議を経て取り組まれる、商店街・商業者等による商業活性化事業を支援するための診断を行います。

具体的には、商業・集客施設の計画や運営、中心市街地での回遊性の向上、個店活性化等のプロジェクトについて、多角的に検討し、診断を実施します。

②中心市街地商業活性化サポート事業

協議会又は協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）に対し、商業活性化に係る様々な課題に対し、勉強会・セミナー・ミニシンポジウム・専門家によるアドバイスを通じてサポートを行います。

対象者

協議会又は、協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）

補助スキーム

協議会

協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）

【診断・サポート依頼】⇕【事業実施】

中小企業基盤整備機構（補助率：10／10）

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構

地域経済振興部 まちづくり推進課



中心市街地商業活性化サポート事業の様子

中心市街地商業活性化推進事業

事業概要

中小企業振興公社等各都道府県の公益法人に造成された、中心市街地商業活性化基金の運用益により、中心市街地活性化協議会又は中心市街地活性化協議会の構成員になり得る者が行う以下の事業について支援します。

①コンセンサス形成事業（中心市街地活性化基本計画等の作成に向けた地域住民や地権者、商業関係者等に対する説明会の開催や調査事業等）

②テナントミックス管理事業（空き店舗でテナントミックス店舗を実施する際の家賃の補填等）

③広域ソフト事業（広域スタンプ事業、広域商品券発行事業、広域マーケティング事業等）

④事業設計・調査・システム開発事業（複合カードシステム、共同駐車場の運営・管理システム、ゴミ収集システム等の事業計画の作成・FS調査事業等）

対象者

中心市街地活性化協議会の構成員（①の事業については、協議会の構成員になり得る者も含む）

助成率

9／10（②の店舗賃借料については、3／10）

問い合わせ先

各都道府県中小企業担当課又は各都道府県中小企業振興公社等

・中心市街地の商業核づくり・

融 資

中小企業の方々が共同で事業に取り組もうとする場合に資金面のお手伝いをします。

中小企業基盤整備機構の高度化融資

事業概要

中小企業者が組合等を設立して共同で、集団化や共同施設を設置することにより、経営体質の改善を図る場合や、第3セクターなどが中小企業者の経営基盤強化を支援する施設を設置する場合に、中小企業基盤整備機構と都道府県が共同で、必要な土地・建物・設備などの資金を融資します。なお、中心市街地活性化法又は中小小売商業振興法の認定を受けた計画に基づいた以下の事業を行う場合、金利が無利子となります。主な事業は以下のとおりです。

①集団化事業

市街地などに散在している中小小売商業者等がまとまって立地環境の良い地域へ店舗等を移転する事業。

②集積区域整備事業（商店街の改造）

商店街地域における中小小売商業者等が一体となって個々の店舗の改造（空き店舗を活用して、商店街の核となる施設を設置する場合を含む）を行うとともに、共同駐車場、アーケード、街路灯などを設置することにより、魅力ある商店街にリニューアルする事業。

③共同施設事業

商店街にアーケード、カラー舗装、駐車場、街路灯を設置するなど、組合等が共同の施設を設置する事業。

④施設集約化事業（共同店舗）

中小小売商業者が組合又は共同出資会社を設立してショッピングセンター、スーパーマーケットなどの商業施設を建設する事業。

⑤連鎖化事業

中小小売商業者がそれぞれの経営の独立性を保ちながらチェーン店化を図り、共同購買、共同宣伝、商品開発などを共同で行うための配送センター等の本部施設を設置する事業。

⑥商店街整備等支援事業

商店街が地域に密着した生活の中心地として再生するために、地方公共団体が出資・支援する第3セクター又は商工会、商工会議所等が商店街の顧客の利便施設として駐車場、多目的ホール、ポケットパーク等のコミュニティ施設を設置したり、これらの整備に併せてショッピングセンターなどの商業施設を整備する事業。

貸付割合

原則として貸付対象施設の整備資金の80%以内

貸付利率

年利1.10%（平成19年度において貸付決定を受けたものに適用）又は無利子（中心市街地活性化法、中小小売商業振興法の認定を受けた計画に基づく事業の場合）

貸付期間

20年以内（据置期間3年以内）で都道府県が適当と認める期間。

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構地域経済振興部高度化事業推進課又は各都道府県中小企業担当課



税 制

商店街等の土地の譲渡取得を控除します。

施設整備に対する税制措置

概 要

商工会・商工会議所、商店街振興組合等、一定の要件を満たす特定会社や公益法人が、中小小売商業振興法、中心市街地活性化法の認定を受けた計画に基づいて、商店街等に一定の要件を満たす施設を整備するために土地を購入した場合には、土地を売った方

について土地の譲渡所得から1,500万円を特別控除します。

対象施設

コミュニティホール、駐車場、アーケード等一般公衆利便施設（商業基盤施設）等

専門家

まちづくりのための各種事業の専門家を派遣します。

中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業（協議会）

事業概要

中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）又は、協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）に対し、中小企業診断士、建築士等の中心市街地活性化に資する専門家を派遣し、各種事業の企画・立案、テナントミックス等に係るアドバイスをを行います。

対象者

協議会又は協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）

派遣期間

最長120人日

自己負担

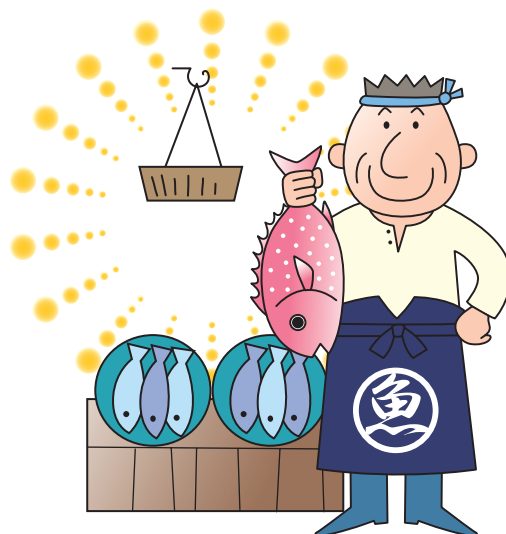
派遣期間10人日までは無料（10人日を超える場合については、専門家への謝金の一部（1日当たり16,700円）を負担）

申込み方法

中小企業基盤整備機構に派遣申込み。

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構
地域経済振興部 コンサルティング課



・中心市街地の商業核づくり・

専門家

商店街の活性化のための計画策定等を支援するため専門家を派遣します。

中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業(商店街)

事業概要

改正中心市街地活性化法に基づく、中心市街地に所在する商店街の活性化のための計画の策定等を支援するため、中小企業診断士・建築士等の専門家を派遣します。

対象者

商店街振興組合、商店街の事業協同組合、共同店舗組合 等

派遣期間

最長25人日(年間派遣回数5回まで)

自己負担

派遣期間8人日までは無料(8人日を超える場合については専門家への謝金の一部(1日当たり12,700円)を負担)

申込み方法

中心市街地活性化協議会経由で中小企業基盤整備機構に派遣申し込み

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構
地域経済振興部 コンサルティング課



専門家によるアドバイス

研修

まちづくり、中心市街地活性化を支援する専門家を育成する。

タウンマネジメント研修

事業概要

まちづくり、中心市街地活性化のために必要な諸方策、専門知識に関する講義、事例研究等を行い、これら知識等をもとにまちづくり、中心市街地活性化の計画策定のための実習を行います。

受講対象者

- ① 中小企業支援担当者又は中小企業支援協力機関職員で管理者、プロジェクトマネージャー又は職務経験10年以上程度の者
- ② 商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導員又は中央会指導員で職務経験10年以上程度の者
- ③ 商店街振興組合、商店街振興組合連合会の役職員で職務経験10年以上程度の者

カリキュラム内容

まちづくり、中心市街地活性化の視点からの中心市街地活性化施策、都市計画、施設整備等に関する知識、合意形成の進め方など具体的活性化手法を学び、これを踏まえた実践的な活性化計画策定のための実習を行います。

研修期間

1ヶ月

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部
中小企業大学校東京校

相談・
情報提供

商店街を取り巻く環境変化に対応して活性化を図るため、相談、助言のサービスを行います。

商店街振興組合指導事業

事業概要

全国商店街振興組合連合会が行う、都道府県商店街振興組合連合会の事業円滑化のための指導事業や商店街近代化研究会の開催、商店街支援ポータルサイトの構築・運営などを通じて、各組合の活動支援、各

種情報発信を行い、各組合の地域活動への取組体制の強化を図ります。

連絡先

全国商店街振興組合連合会

相 談

新規創業や経営革新等の課題について、きめ細かな相談・助言・情報提供のサービスを行います。

地域中小企業支援センター

事業概要

地域における身近な相談場所として、創業予定者や経営革新等の課題を有する地域の中小企業者等を対象に、相談・助言、セミナー等情報提供、普及啓発を行います。

相 談

中小企業の抱える問題について、専門家の派遣・情報提供等のサービスを行います。

都道府県等中小企業支援センター

事業概要

中小企業の経営全般に知見を有する人材がプロジェクトマネージャーとして都道府県等中小企業支援センターに配置され、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体や政府系金融機関等の他の中小企業支援機関と連携しながら、中小企業者の方が抱える問題解決のための支援を実施しています。

- 窓口相談

- 専門家の派遣
- 情報の提供等
- 事業可能性評価委員会

(センターにより支援内容に違いがありますので、お問い合わせください。)

問い合わせ先

都道府県等中小企業支援センター

情 報

商業者のためのメールマガジンをお届けします。

メールマガジン「あきんどPLAZA」

事業概要

商店街関係者、商店主など、商業関係者のために商業関係情報や商店街等のユニークな取り組み事例等を直接かつ迅速にメルマガでお届けします。購読の登録は無料です。

受付は、全国商店街振興組合連合会のホームページ(<http://www.syoutengai.or.jp>)から行うことができます。

情 報

中小企業に関する情報の総合的な管理・検索サイトをインターネットで提供します。

ポータルサイト「J-Net 21」

事業概要

中小企業者等が必要とする情報を24時間いつでも簡単に検索、入手できる中小企業専門のポータルサイトです。創業や経営上の問題点、製品・技術・取引情報などおすすめ情報を提供したり、Q&A方式で専門家が回答を寄せるコーナーや中小企業支援機関を一堂に集めたリンク集もあります。URL:<http://j-net21.smrj.go.jp>

・都道府県等中小企業支援センター・

●都道府県等中小企業支援センター〈<http://j-net21.smrj.go.jp/link/tdfk1.html>〉（平成18年12月現在）

(財) 北海道中小企業総合支援センター		
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル	011-232-2001	011-232-2011
(財) 21あおり産業総合支援センター		
〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7F	017-777-4066	017-721-2514
(財) いわて産業振興センター		
〒020-0852 盛岡市飯岡新田3-35-2 岩手県先端科学技術研究センター2F	019-631-3820	019-631-3830
(財) みやぎ産業振興機構		
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター3F	022-225-6636	022-263-6923
(財) あきた企業活性化センター		
〒010-8572 秋田市山王3-1-1	018-860-5610	018-860-5704
(財) 山形県企業振興公社		
〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13F	023-647-0660	023-647-0666
(財) 福島県産業振興センター		
〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま6F	024-525-4070	024-525-4079
(財) 茨城県中小企業振興公社		
〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9F	029-224-5317	029-227-2586
(財) 栃木県産業振興センター		
〒321-3224 宇都宮市刈沼町369-1 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2607	028-670-2611
(財) 群馬県産業支援機構		
〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル2F	027-255-6500	027-255-6161
(財) 千葉県産業振興センター		
〒260-7123 千葉市美浜区中瀬2-6 WBGマリブイースト23F	043-299-2901	043-299-3411
(財) 埼玉県中小企業振興公社		
〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティビル10F	048-647-4101	048-645-3286
(財) 東京都中小企業振興公社		
〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎	03-3251-7886	03-3257-0741
(財) 神奈川中小企業センター		
〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80	045-633-5200	045-633-5208
(財) にいがた産業創造機構		
〒950-0078 新潟市万代島5-1 万代島ビル9-10F	025-246-0025	025-246-0030
(財) 長野県中小企業振興センター		
〒380-0936 長野県長野市中御所岡田131-10	026-227-5028	026-228-2867
(財) やまなし産業支援機構		
〒400-0055 甲府市大津町2192-8	055-243-1888	055-243-1890
(財) しずおか産業創造機構		
〒420-0853 静岡市追手町44-1 静岡県産業経済会館4F	054-251-3024	054-253-0019
(財) あいち産業振興機構		
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-1-6	052-231-6351	052-211-1470
(財) 岐阜県産業経済振興センター		
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館10F	058-277-1090	058-277-1095
(財) 三重県産業支援センター		
〒514-0004 津市栄町1-891 三重県合同ビル5F	059-228-3321	059-226-4957
(財) 富山県新世紀産業機構		
〒930-0866 富山市高田527 情報ビル1F	076-444-5605	076-444-5646
(財) 石川県産業創出支援機構		
〒920-8203 金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館	076-267-1001	076-268-4911
(財) ふくい産業支援センター		
〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16	0776-67-7400	0776-67-7429
(財) 滋賀県産業支援プラザ		
〒520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが21 2F	077-511-1414	077-511-1418
(財) 京都産業21		
〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業プラザ内	075-315-8848	075-323-5211
(財) 大阪産業振興機構		
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7F	06-6947-4375	06-6947-4378
(財) ひょうご産業活性化センター		
〒651-0096 神戸市中央区雲井通5-3-1 サンパル6F,8F	078-230-8051	078-291-8190
(財) 奈良県中小企業支援センター		
〒630-8031 奈良市柏木町129-1 なら産業活性化プラザ3F	0742-36-8312	0742-36-4003
(財) わかやま産業振興財団		
〒640-8227 和歌山市西汀丁26 和歌山県経済センター3F	073-432-3412	073-432-3314

・政令指定市における都道府県等中小企業支援センター・

(財)鳥取県産業振興機構		
〒689-1112 鳥取市若葉台南7-5-1	0857-52-3011	0857-52-6673
(財)しまね産業振興財団		
〒690-0816 松江市北陵町1 テクノアークしまね内	0852-60-5110	0852-60-5105
(財)岡山県産業振興財団		
〒701-1221 岡山市芳賀5301 テクノサポート岡山1F	086-286-9626	086-286-9627
(財)ひろしま産業振興機構		
〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ1F	082-240-7701	082-242-7709
(財)やまぐち産業振興財団		
〒753-0077 山口市熊野町1-10 NPYビル10F	083-922-3700	083-921-2013
(財)とくしま産業振興機構		
〒770-0902 徳島市西新町2-5 徳島経済センター3F	088-654-0101	088-653-7910
(財)かがわ産業支援財団		
〒761-0301 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センター内	087-869-3700	087-869-3703
(財)えひめ産業振興財団		
〒791-1101 松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内	089-960-1100	089-960-1105
(財)高知県産業振興センター		
〒781-5101 高知市布師田3992-2 ちばさんセンター2F	088-845-6600	088-846-2556
(財)福岡県中小企業振興センター		
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル	092-622-6230	092-624-3300
(財)佐賀県地域産業支援センター		
〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114	0952-34-4411	0952-34-4412
(財)長崎県産業振興財団		
〒856-0862 長崎県長崎市出島町2-11 出島交流会館6-7F	095-820-3091	095-823-0009
(財)くまもとテクノ産業財団		
〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原2081-10	096-286-3311	096-286-2938
(財)大分県産業創造機構		
〒870-0037 大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル	097-533-0220	097-538-8407
(財)宮崎県産業支援財団		
〒880-0303 宮崎市佐土原町東上那珂16500-2	0985-74-3850	0985-74-3950
(財)かごしま産業支援センター		
〒892-0821 鹿児島市名山町9-1 産業会館2F	099-219-1270	099-219-1279
(財)沖縄県産業振興公社		
〒901-0152 那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター4F	098-859-6255	098-859-6233

●政令指定市における都道府県等中小企業支援センター

札幌中小企業支援センター (財)さっぽろ産業振興財団		
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル2F	011-200-5511	011-200-4477
(財)仙台市産業振興事業団		
〒980-6107 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7F	022-724-1212	022-715-8205
(財)千葉市産業振興財団		
〒260-0013 千葉市中央区中央3-2-1 三菱UFJ銀行千葉ビル6F	043-201-9501	043-201-9507
(財)さいたま市産業創造財団		
〒338-0002 さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター4F	048-851-6652	048-851-6653
(財)横浜産業振興公社(横浜市中心企業支援センター)		
〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7F	045-225-3723	045-225-3738
(財)川崎市産業振興財団		
〒212-0013 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館7F	044-548-4141	044-548-4146
(財)静岡産業振興協会(静岡市中小企業支援センター)		
〒420-0857 静岡市葵区御幸町3-21 ペガサート6F・7F静岡市産学交流センター	054-275-1655	054-275-1656
(財)名古屋市産業振興公社		
〒464-0856 名古屋市千種区吹上2-6-3 名古屋市中心企業振興会館5F	052-735-0808	052-735-2116
(財)京都市中小企業支援センター		
〒600-8009 京都市下京区四条 烏丸入京都産業会館2F	075-211-9311	075-223-2760
(財)大阪市都市型産業振興センター(大阪産業創造館)		
〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館	06-6264-9800	06-6264-9899
(財)神戸市産業振興財団		
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター6F	078-360-3199	078-360-1419
(財)広島市産業振興センター		
〒733-0834 広島市西区草津新町1-21-35 (広島ミクシス・ビル内)	082-278-8032	082-278-8570
(財)北九州産業学術推進機構		
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1北九州テクノセンタービル1F	093-873-1430	093-873-1450

・都道府県問い合わせ先／相談窓口／関連機関・

●都道府県問い合わせ先（商業振興担当課）（平成19年3月現在）

県名	担当部・課名	電話番号	FAX番号
北海道	経済部商業経済交流課	011-231-4111(代)	011-232-8870
青森	商工労働部経営支援課	017-734-9373(直)	017-734-8107
岩手	商工労働観光部産業振興課	019-629-5546(直)	019-629-5549
宮城	産業経済部食産業・商業振興課	022-211-2811(直)	022-211-2819
秋田	産業経済労働部商工業振興課商業貿易室	018-860-2245(直)	018-860-3887
山形	商工労働観光部商業経済交流課	023-630-2365(直)	023-630-2367
福島	商工労働部商業まちづくりグループ	024-521-7290(直)	024-521-7931
茨城	商工労働部中小企業課	029-301-3550(直)	029-301-3569
栃木	商工労働観光部観光交流課	028-623-3307(直)	028-623-3306
群馬	産業経済局商政課	027-226-3342(直)	027-223-7875
埼玉	産業労働部地域商工業支援課	048-830-3754(直)	048-830-4812
千葉	商工労働部経営支援課	043-223-2824(直)	043-227-4757
東京	産業労働局商工部地域産業振興課	03-5320-4787(直)	03-5388-1461
神奈川	商工労働部商業観光流通課	045-210-5609(直)	045-210-8870
新潟	産業労働部商業振興課	025-280-5237(直)	025-280-5278
長野	商工部産業政策課	026-235-7191(直)	026-235-7496
山梨	商工労働部商業振興金融課	055-223-1535(直)	055-223-1534
静岡	商工労働部商業まちづくり室	054-221-2521(直)	054-221-5002
愛知	産業労働部商業流通課	052-954-6337(直)	052-954-6925
岐阜	産業労働部商業流通課	058-272-1111(代)	058-276-2353
三重	農水商工部観光交流室中心市街地・大店グループ	059-224-2451(直)	059-224-2482
富山	商工労働部商業流通課	076-444-3253(直)	076-444-4403
石川	商工労働部経営支援課	076-225-1524(直)	076-225-1523
福井	産業労働部商業・サービス業振興課	0776-20-0369(直)	0776-20-0678
滋賀	商工観光労働部商業観光振興課	077-528-3731(直)	077-528-4871
京都	商工部商工総括室商業室	075-414-4836(直)	075-414-4842
奈良	商工労働部金融・商業振興課	0742-27-8806(直)	0742-22-4603
大阪	商工労働部商工振興室商業支援課	06-6941-0351(代)	06-6944-6731
兵庫	産業労働部産業振興局商業振興課	078-341-7711(代)	078-362-3948
和歌山	商工労働部商工政策局商工振興課	073-441-2742(直)	073-422-1529
鳥取	商工労働部経済政策課	0857-26-7217(直)	0857-26-8117
島根	商工労働部経営支援課	0852-22-5655(直)	0852-22-5781
岡山	産業労働部経営支援課	086-226-7353(直)	086-224-2165
広島	商工労働部産業振興局地域産業振興室	082-513-3370(直)	082-223-2135
山口	商工労働部商政課	083-933-3166(直)	083-933-3139
徳島	商工労働部産業振興課	088-621-2121(直)	088-621-2853
香川	商工労働部経営支援課	087-832-3345(直)	087-863-4488
愛媛	経済労働部経営支援課	089-941-2111(代)	089-941-7679
高知	商工労働部経営流通課	088-823-9679(直)	088-823-9262
福岡	商工部商業・地域経済課	092-643-3420(直)	092-643-3421
佐賀	農林水産商工本部商工課	0952-25-7095(直)	0952-25-7270
長崎	産業労働部商工金融課	095-895-2652(直)	095-895-2580
熊本	商工観光労働部商工政策課	096-333-2316(直)	096-385-5850
大分	商工労働部商業・サービス業振興課	097-506-3285(直)	097-506-1754
宮崎	商工観光労働部地域産業振興課	0985-26-7102(直)	0985-26-7322
鹿児島	商工労働部商工政策課	099-286-2931(直)	099-286-5574
沖縄	観光商工部商工振興課	098-866-2337(直)	098-866-2447

●相談窓口

中小企業庁 経営支援部商業課	http://www.chusho.meti.go.jp/	
〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1	TEL.03-3501-1929 (直通)	
経済産業省 商務流通グループ 中心市街地活性化室	http://www.meti.go.jp/	
〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	TEL.03-3501-3754 (直通)	
北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室	http://www.hkd.meti.go.jp/	TEL.011-709-2311
〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	TEL.011-738-3236 (直通)	(代表)
東北経済産業局 産業部 商業・流通サービス産業課	http://www.tohoku.meti.go.jp/	TEL.022-263-1111
〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	TEL.022-263-1194 (直通)	(代表)
関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室	http://www.kanto.meti.go.jp/	TEL.048-601-1200
〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館	TEL.048-600-0316~8 (直通)	(代表)
中部経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室	http://www.chubu.meti.go.jp/	
〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	TEL.052-951-0597 (直通)	
近畿経済産業局 産業部 流通・サービス産業課	http://www.kansai.meti.go.jp/	TEL.06-6966-6000
〒540-8535 大阪市中央区大手町1-5-44	TEL.06-6966-6025 (直通)	(代表)
中国経済産業局 産業部 産業振興課 流通・サービス・商業室	http://www.chugoku.meti.go.jp/	TEL.082-224-5615
〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	TEL.082-224-5653 (直通)	(代表)
四国経済産業局 産業部 産業振興課 商業振興室	http://www.shikoku.meti.go.jp/	TEL.087-811-8900
〒760-8512 高松市サンポート3-33サンポート合同庁舎	TEL.087-811-8524 (直通)	(代表)
九州経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室	http://www.kyushu.meti.go.jp/	
〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	TEL.092-482-5456 (直通)	
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	http://ogb.go.jp/move/	TEL.098-866-0031
〒900-8530 那覇市前島2-21-7	TEL.098-862-1452 (直通)	(代表)

●関連機関

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 本部	http://www.smrj.go.jp/	
〒105-8453 港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	TEL.03-3433-8811 (代表)	
地域経済振興部 高度化事業推進課	TEL.03-5470-1530 (直通)	
地域経済振興部 コンサルティング課	TEL.03-5470-1533 (直通)	
地域経済振興部 まちづくり推進課	TEL.03-5470-1632 (直通)	
経営基盤支援部 人材支援調整課	TEL.03-5470-1560 (直通)	
経営基盤支援部 中小企業大学校東京校	TEL.042-565-1170 (直通)	
全国商店街振興組合連合会	http://www.syoutengai.or.jp/	
〒104-0041 中央区新富1-9-1 新富191ビル7F	TEL.03-3553-9300	

魅力ある店づくり、商店街づくり、 まちづくりをめざして



平成19年度版
経済産業省・中小企業庁
URL <http://chusho.meti.go.jp>

●

制作／全国商店街振興組合連合会
URL <http://www.syoutengai.or.jp>